

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊北熊本駐屯地
第392会計隊長 瀬川 清明

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調達要求番号		物品番号		仕様書番号	
2S6W10100200		28BE1AA0101 0001					
品名 または 件名							
乗船引換券 ほか27件							
部品番号 または 規格							
1等・名瀬港⇒鹿児島新港							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
11.00	SH						
納地または工事場所				引渡場所			
北熊本駐屯地				8師司 付隊			
搬入場所				納期または工期			
影山2曹(3484)				令和5年3月31日(金)			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること

全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

北熊本駐屯地第392会計隊事務室および西部方面隊ホームページ

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和5年3月23日(木)9時15分 会計隊 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

別紙のとおり

1 全般

本入札は、新型コロナウイルス感染拡大防止に資するため、郵便入札により実施する。(参集して対面により、実施しない。)

2 競争に参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」又は「物品の販売」D等級以上を有する者
- (4) 契約担当官等から指名停止の処分を受けている期間中でないこと。
- (5) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

3 公告の提示場所 : 西部方面会計隊HP (<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin>)
陸上自衛隊北熊本駐屯地、陸上自衛隊健軍駐屯地、自衛隊熊本病院

4 契約条項及び入札等参加者心得を示す場所

陸上自衛隊北熊本駐屯地 第392会計隊契約班、西部方面隊ホームページ

5 落札決定方法

- (1) 予定価格の範囲以内であり、最低の価格を見積もった者を落札者とする。ただし、当該応札価格が予算決算及び会計令第85条の規定により契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準を下回った場合は、落札を保留し、必要な調査の上決定する。この場合、全ての応札者は官側が行う調査に協力するものとする。
- (2) 総品目総額(消費税抜き)により決定する。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 : 免除
ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金 : 免除
ただし、契約者が契約上の義務を履行しない場合においては、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

7 入札の無効

- (1) 第1項に示す競争に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札金額、入札書の氏名が不鮮明で判別し難い入札
- (3) 郵便による入札参加者の未到着の入札
- (4) 電話、ファクシミリ、電報等による入札
- (5) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (6) その他入札に関する条件に違反した入札

8 契約書等の作成

落札者は、落札決定後遅滞なく「駐屯地用標準契約書」の様式により契約書を作成する。

9 その他

- (1) 入札書に「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と余白に記入すること。
- (2) 入札参加を希望する者は、令和5年3月20日（月）12時00分までに資格審査結果通知書（全省庁統一資格）（写）を提出（FAX可）すること。
- (3) 入札に関する委任を受ける者は、入札執行の前に委任状を提出すること。
- (4) 入札日時以前に入札書を郵便（書留）により提出する場合は、入札書を封筒に入れて封入口及び封筒の継目に封緘し、その封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「（入札日時及び入札件名）入札書在中」と朱書きして令和5年3月22日（水）16時00分までに必着となるよう「書留」により送達すること。この際、送達した旨の連絡を担当者へ行うこと。
- (5) 入札書を持参等により提出する場合の期限についても前項（4）に同じものとする。
- (6) 入札日当日に不調となり再度入札を行う場合は、別途日時を指定し、再度入札を執行する。なお、再度入札を執行する場合は、初度入札の参加者にその旨を通知（FAX送付）するので、受領した旨の通知（FAX送信）をされたい。

10 入札に関する問い合わせ先

- (1) 入札及び契約事項について
〒861-8064
熊本県熊本市北区八景水谷2丁目17-1
陸上自衛隊北熊本駐屯地
第392会計隊契約班（担当：山内）
TEL 096-343-3141（内線3567）
FAX 096-344-8807
- (2) 仕様書について
〒861-8064
熊本県熊本市北区八景水谷2丁目17-1
陸上自衛隊北熊本駐屯地
第8師団司令部第4部（担当：佐々木）
TEL 096-343-3141（内線3438）

品目等内訳書

NO	契約実施計画番号		256W10100200		品名	単位	数量	単価	金額	銘柄	納地		指定
	調達要求番号	物品番号	物品番号	物品番号							引渡場所	搬入場所	
使用器材名													
仕様書番号													
1	28BE1AA0101	0001			乗船引換券	SH	11.00			グループ	北熊本駐屯地		包装
	1等・名瀬港⇒鹿児島新港												
2	28BE1AA0101	0002			乗船引換券	SH	132.00				北熊本駐屯地		
	2等・名瀬港⇒鹿児島新港												
3	28BE1AA0101	0003			航空引換券	SH	15.00				北熊本駐屯地		
	5m未満(乗用車) 名瀬港⇒鹿児島新港												
4	28BE1AA0101	0004			航空引換券	SH	4.00				北熊本駐屯地		
	5m未満(貨物車) 名瀬港⇒鹿児島新港												
5	28BE1AA0101	0005			航空引換券	SH	2.00				北熊本駐屯地		
	6m未満(貨物車) 名瀬港⇒鹿児島新港												
6	28BE1AA0101	0006			航空引換券	SH	3.00				北熊本駐屯地		
	7m未満(貨物車) 名瀬港⇒鹿児島新港												
7	28BE1AA0101	0007			航空引換券	SH	15.00				北熊本駐屯地		
	8m未満(貨物車) 名瀬港⇒鹿児島新港												
8	28BE1AA0101	0008			航空引換券	SH	8.00				北熊本駐屯地		
	9m未満(貨物車) 名瀬港⇒鹿児島新港												
9	28BE1AA0101	0009			航空引換券	SH	1.00				北熊本駐屯地		
	10m未満(貨物車) 名瀬港⇒鹿児島新港												

品目等内訳書

NO	契約実施計画番号		286W10100200		品名	単位	数量	単価	金額	銘柄	納地		指定
	調達要求番号	物品番号	品部番号	または							引渡場所	搬入場所	
		使用器材名		仕様書番号									
10	28BE1AA0101	0010			SH	1.00					北熊本駐屯地		
	航送引換券		1 2 m未満 (貨物車) 名瀬港⇒鹿兒島新港							グループ	8 師司 付隊		検査
11	28BE1AA0102	0001			SH	2.00					北熊本駐屯地		
	乗船引換券		1 等・亀徳港⇒鹿兒島新港								8 師司 付隊		
12	28BE1AA0102	0002			SH	42.00					北熊本駐屯地		
	乗船引換券		2 等・亀徳港⇒鹿兒島新港								8 師司 付隊		
13	28BE1AA0102	0003			SH	2.00					北熊本駐屯地		
	航送引換券		5 m未満 (乗用車) 亀徳港⇒鹿兒島新港								8 師司 付隊		
14	28BE1AA0102	0004			SH	1.00					北熊本駐屯地		
	航送引換券		5 m未満 (貨物車) 亀徳港⇒鹿兒島新港								8 師司 付隊		
15	28BE1AA0102	0005			SH	1.00					北熊本駐屯地		
	航送引換券		6 m未満 (貨物車) 亀徳港⇒鹿兒島新港								8 師司 付隊		
16	28BE1AA0102	0006			SH	3.00					北熊本駐屯地		
	航送引換券		8 m未満 (貨物車) 亀徳港⇒鹿兒島新港								8 師司 付隊		
17	28BE1AA0102	0007			SH	6.00					北熊本駐屯地		
	航送引換券		9 m未満 (貨物車) 亀徳港⇒鹿兒島新港								8 師司 付隊		
18	28BE1AA0103	0001			SH	2.00					北熊本駐屯地		
	乗船引換券		1 等・与論港⇒鹿兒島新港								8 師司 付隊		

品目等内訳書

NO	契約実施計画番号		2S6W10100200		品名	仕様書番号	単位	数量	単価	金額	銘柄		納地		指定
	調達要求番号	物品番号	使用期限等	引渡場所							搬入場所	検査	包装		
19	28BE1AA0103	0002	0002	0003	乗船引換券 2等・与論港→鹿児島新港	SH	42.00				グループ	北熊本駐屯地 8師司 付隊	北熊本駐屯地 8師司 付隊		
20	28BE1AA0103	0003	0003	0004	航送引換券 5 m未満 (乗用車) 与論港→鹿児島新港	SH	2.00					北熊本駐屯地 8師司 付隊	北熊本駐屯地 8師司 付隊		
21	28BE1AA0103	0004	0004	0005	航送引換券 5 m未満 (貨物車) 与論港→鹿児島新港	SH	1.00					北熊本駐屯地 8師司 付隊	北熊本駐屯地 8師司 付隊		
22	28BE1AA0103	0005	0005	0006	航送引換券 6 m未満 (貨物車) 与論港→鹿児島新港	SH	1.00					北熊本駐屯地 8師司 付隊	北熊本駐屯地 8師司 付隊		
23	28BE1AA0103	0006	0006	0007	航送引換券 8 m未満 (貨物車) 与論港→鹿児島新港	SH	3.00					北熊本駐屯地 8師司 付隊	北熊本駐屯地 8師司 付隊		
24	28BE1AA0103	0007	0007	0008	航送引換券 9 m未満 (貨物車) 与論港→鹿児島新港	SH	6.00					北熊本駐屯地 8師司 付隊	北熊本駐屯地 8師司 付隊		
25	28BE1AA0104	0001	0001	0002	乗船引換券 1等・那覇港→鹿児島新港	SH	1.00					北熊本駐屯地 8師司 付隊	北熊本駐屯地 8師司 付隊		
26	28BE1AA0104	0002	0002	0003	乗船引換券 2等・那覇港→鹿児島新港	SH	15.00					北熊本駐屯地 8師司 付隊	北熊本駐屯地 8師司 付隊		
27	28BE1AA0104	0003	0003	0004	航送引換券 5 m未満 (乗用車) 那覇港→鹿児島新港	SH	1.00					北熊本駐屯地 8師司 付隊	北熊本駐屯地 8師司 付隊		

仕 様 書			
件 名	乗船引換券及び航送 引換券 (鹿児島新港と名瀬 港の間)	仕様書番号 - 7	
		作成年月日	令和5年3月7日
		作成部隊名	第8師団司令部 第4部 輸送幹部 2等陸尉 田中 啓治

1 適用範囲

本仕様書は、鹿児島新港と名瀬港の間において定期就航する旅客船により乗船引換券及び航送引換券(以下「引換券等」という。)を使用した部隊移動について適用する。

2 用語の定義

(1) 乗船引換券

令和5年4月1日(土)から鹿児島新港と名瀬港との間に定期就航する旅客船への旅客(自動車航送時の操縦手を除く。)の乗船のために使用できる券をいう。

(2) 航送引換券

令和5年4月1日(土)から鹿児島新港と名瀬港との間に定期就航する旅客船への自動車航送(操縦手1名含む。)のために使用できる券をいう。

3 引換券等

別紙の通り

4 引換券等の要件

(1) 引換券等は、鹿児島新港と名瀬港との間を就航する定期旅客船と同等品以上のものとする。

(2) 乗船時の予約及び引換券等の受払は、官側(中央輸送隊(健軍駐屯地))と船舶会社との間で実施できるものとする。

(3) 引換券等の使用は、発行した船舶会社での使用を原則とする。

(4) 燃料油価格変動調整金については含まれる。

ただし、同調整金の値上げが発生した場合、乗船日に有効な同調整金は、別途請求することとする。

(5) 出港日等については、別紙第2の日程を基準とする。

5 納品期日

令和5年3月31日まで

6 統制事項

(1) 情報保全

本契約の履行にあたり直接及び間接に関わらず知り得た情報は、管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表等は防衛省の承認なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。

(2) 連絡態勢の確保

本契約の履行にあたり業務担当者を指定し、常に官側からの連絡を受けられる態勢を確保するとともに、担当者不在の場合は、必ず代行者を指定するものとする。

7 その他

本仕様書に記載のない事項で調整等を必要とする場合は、別途官側と調整するものとする。

引換券等の内訳

名瀬港⇒鹿児島新港

区 分	種 類	枚 数
	1等 名瀬港⇒鹿児島新港	1 1
	2等 名瀬港⇒鹿児島新港	1 3 2
	5 m未満（乗用車）名瀬港⇒鹿児島新港	1 5
	5 m未満（貨物車）名瀬港⇒鹿児島新港	4
	6 m未満（貨物車）名瀬港⇒鹿児島新港	2
	7 m未満（貨物車）名瀬港⇒鹿児島新港	3
	8 m未満（貨物車）名瀬港⇒鹿児島新港	1 5
	9 m未満（貨物車）名瀬港⇒鹿児島新港	8
	1 0 m未満（貨物車）名瀬港⇒鹿児島新港	1
	1 2 m未満（貨物車）名瀬港⇒鹿児島新港	1

定期就航予定表 (基準)

凡例 ●鹿兒島新港発 ◇名瀬港着 ◆名瀬港発 ○鹿兒島新港着

日	月	火	水	木	金	土
/	/	/	/	/	/	1
/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/
2	3	4	5	6	7	8
●	◇	◆	○	●	◇	◆
◆	○	●	◇	◆	○	●
9	10	11	12	13	14	15
◇	●	◇	◆	○	●	◇
◇	◆	○	●	◇	◆	○
16	17	18	19	20	21	22
◆	○	●	◇	◆	○	●
○	◆	○	●	◇	◆	○
23	24	25	26	27	28	29
◇	●	◇	◆	○	●	◇
○	◆	○	●	◇	◆	○
30						
●						
◆						

日	月	火	水	木	金	土
/	1	2	3	4	5	6
/	◇	◆	○	●	◇	◆
/	○	●	◇	◆	○	●
7	8	9	10	11	12	13
○	●	◇	◆	○	●	◇
◇	◆	○	●	◇	◆	○
14	15	16	17	18	19	20
◆	○	●	◇	◆	○	●
○	◆	○	●	◇	◆	○
21	22	23	24	25	26	27
◇	●	◇	◆	○	●	◇
○	◆	○	●	◇	◆	○
28	29	30	31			
●	◇	◆	○			
◆	○	●	◇			

日	月	火	水	木	金	土
/	/	/	/	1	2	3
/	/	/	/	●	◇	◆
/	/	/	/	◆	○	●
4	5	6	7	8	9	10
○	●	◇	◆	○	●	◇
◇	◆	○	●	◇	◆	○
11	12	13	14	15	16	17
●	◇	◆	○	●	◇	◆
○	◆	○	●	◇	◆	○
18	19	20	21	22	23	24
◇	●	◇	◆	○	●	◇
○	◆	○	●	◇	◆	○
25	26	27	28	29	30	
●	◇	◆	○	●	◇	
◆	○	●	◇	◆	○	

日	月	火	水	木	金	土
/	/	/	/	/	/	1
/	/	/	/	/	/	◆
/	/	/	/	/	/	●
2	3	4	5	6	7	8
○	●	◇	◆	○	●	◇
◇	◆	○	●	◇	◆	○
9	10	11	12	13	14	15
◆	○	●	◇	◆	○	●
○	◆	○	●	◇	◆	○
16	17	18	19	20	21	22
◇	●	◇	◆	○	●	◇
○	◆	○	●	◇	◆	○
23	24	25	26	27	28	29
●	◇	◆	○	●	◇	◆
◆	○	●	◇	◆	○	●
30	31					
○	◆					
◇	●					

日	月	火	水	木	金	土
/	/	1	2	3	4	5
/	/	◇	◆	○	●	◇
/	/	○	●	◇	◆	○
6	7	8	9	10	11	12
◆	○	●	◇	◆	○	●
○	◆	○	●	◇	◆	○
13	14	15	16	17	18	19
◇	●	◇	◆	○	●	◇
○	◆	○	●	◇	◆	○
20	21	22	23	24	25	26
●	◇	◆	○	●	◇	◆
◆	○	●	◇	◆	○	●
27	28	29	30	31		
○	◆	○	●	◇		
◇	●	◇	◆	○		

日	月	火	水	木	金	土
/	/	/	/	/	1	2
/	/	/	/	/	●	◇
/	/	/	/	/	◆	○
3	4	5	6	7	8	9
◆	○	●	◇	◆	○	●
○	◆	○	●	◇	◆	○
10	11	12	13	14	15	16
◇	●	◇	◆	○	●	◇
○	◆	○	●	◇	◆	○
17	18	19	20	21	22	23
●	◇	◆	○	●	◇	◆
◆	○	●	◇	◆	○	●
24	25	26	27	28	29	30
○	◆	○	●	◇	◆	○
◇	●	◇	◆	○	●	◇

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
◆	○	●	◇	◆	○	●
○	◆	○	●	◇	◆	○
8	9	10	11	12	13	14
◇	●	◇	◆	○	●	◇
○	◆	○	●	◇	◆	○
15	16	17	18	19	20	21
●	◇	◆	○	●	◇	◆
○	◆	○	●	◇	◆	○
22	23	24	25	26	27	28
◇	●	◇	◆	○	●	◇
○	◆	○	●	◇	◆	○
29	30	31				
◆	○	●				
○	◆	○				

日	月	火	水	木	金	土
/	/	/	/	1	2	3
/	/	/	/	◇	◆	○
/	/	/	/	○	●	◇
4	5	6	7	8	9	10
◇	●	◇	◆	○	●	◇
○	◆	○	●	◇	◆	○
11	12	13	14	15	16	17
●	◇	◆	○	●	◇	◆
○	◆	○	●	◇	◆	○
18	19	20	21	22	23	24
◇	●	◇	◆	○	●	◇
○	◆	○	●	◇	◆	○
25	26	27	28	29	30	
◆	○	●	◇	◆	○	
○	◆	○	●	◇	◆	

日	月	火	水	木	金	土
/	/	/	/	/	1	2
/	/	/	/	/	○	●
/	/	/	/	/	◆	○
3	4	5	6	7	8	9
◇	●	◇	◆	○	●	◇
○	◆	○	●	◇	◆	○
10	11	12	13	14	15	16
●	◇	◆	○	●	◇	◆
○	◆	○	●	◇	◆	○
17	18	19	20	21	22	23
◇	●	◇	◆	○	●	◇
○	◆	○	●	◇	◆	○
24	25	26	27	28	29	30
◆	○	●	◇	◆	○	●
○	◆	○	●	◇	◆	○
31						
◇						
○						

日	月	火	水	木	金	土
/	1	2	3	4	5	6
/	◆	○	●	◇	◆	○
/	○	●	◇	◆	○	●
7	8	9	10	11	12	13
●	◇	◆	○	●	◇	◆
○	◆	○	●	◇	◆	○
14	15	16	17	18	19	20
◇	●	◇	◆	○	●	◇
○	◆	○	●	◇	◆	○
21	22	23	24	25	26	27
●	◇	◆	○	●	◇	◆
○	◆	○	●	◇	◆	○
28	29	30	31			
◇	●	◇	◆			
○	◆	○	●			

日	月	火	水	木	金	土
/	/	/	/	1	2	3
/	/	/	/	◇	◆	○
/	/	/	/	○	●	◇
4	5	6	7	8	9	10
●	◇	◆	○	●	◇	◆
○	◆	○	●	◇	◆	○
11	12	13	14	15	16	17
◇	●	◇	◆	○	●	◇
○	◆	○	●	◇	◆	○
18	19	20	21	22	23	24
●	◇	◆	○	●	◇	◆
○	◆	○	●	◇	◆	○
25	26	27	28	29		
◇	●	◇	◆	○		
○	◆	○	●	◇		

日	月	火	水	木	金	土
/	/	/	/	/	1	2
/	/	/	/	/	◆	○
/	/	/	/	/	○	●
3	4	5	6	7	8	9
●	◇	◆	○	●	◇	◆
○	◆	○	●	◇	◆	○
10	11	12	13	14	15	16
◇	●	◇	◆	○	●	◇
○	◆	○	●	◇	◆	○
17	18	19	20	21	22	23
●	◇	◆	○	●	◇	◆
○	◆	○	●	◇	◆	○
24	25	26	27	28	29	30
◇	●	◇	◆	○	●	◇
○	◆	○	●	◇	◆	○
31						
●						
◆						

仕 様 書			
件 名	乗船引換券及び航送 引換券 (鹿児島新港と亀徳 港の間)	仕様書番号 - 8	
		作成年月日	令和5年3月7日
		作成部隊名	第8師団司令部 第4部 輸送幹部 2等陸尉 田中 啓治

1 適用範囲

本仕様書は、鹿児島新港と亀徳港の間において定期就航する旅客船により乗船引換券及び航送引換券（以下「引換券等」という。）を使用した部隊移動について適用する。

2 用語の定義

(1) 乗船引換券

令和5年4月1日（土）から鹿児島新港と亀徳港との間に定期就航する旅客船への旅客（自動車航送時の操縦手を除く。）の乗船のために使用できる券をいう。

(2) 航送引換券

令和5年4月1日（土）から鹿児島新港と亀徳港との間に定期就航する旅客船への自動車航送（操縦手1名含む。）のために使用できる券をいう。

3 引換券等

別紙の通り

4 引換券等の要件

(1) 引換券等は、鹿児島新港と亀徳港との間を就航する定期旅客船と同等品以上のものとする。

(2) 乗船時の予約及び引換券等の受払は、官側（中央輸送隊（健軍駐屯地））と船舶会社との間で実施できるものとする。

(3) 引換券等の使用は、発行した船舶会社での使用を原則とする。

(4) 燃料油価格変動調整金については含まれる。

ただし、同調整金の値上げが発生した場合、乗船日に有効な同調整金は、別途請求することとする。

(5) 出港日等については、別紙第2の日程を基準とする。

5 納品期日

令和5年3月31日まで

6 統制事項

(1) 情報保全

本契約の履行にあたり直接及び間接に関わらず知り得た情報は、管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表等は防衛省の承認なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。

(2) 連絡態勢の確保

本契約の履行にあたり業務担当者を指定し、常に官側からの連絡を受けられる態勢を確保するとともに、担当者不在の場合は、必ず代行者を指定するものとする。

7 その他

本仕様書に記載のない事項で調整等を必要とする場合は、別途官側と調整するものとする。

引換券等の内訳

亀徳港⇒鹿児島新港

区 分	種 類	枚 数
	1等 亀徳港⇒鹿児島新港	2
	2等 亀徳港⇒鹿児島新港	42
	5m未満（乗用車） 亀徳港⇒鹿児島新港	2
	5m未満（貨物車） 亀徳港⇒鹿児島新港	1
	6m未満（貨物車） 亀徳港⇒鹿児島新港	1
	8m未満（貨物車） 亀徳港⇒鹿児島新港	3
	9m未満（貨物車） 亀徳港⇒鹿児島新港	6

定期就航予定表 (基準)

凡例 ● 鹿児島新港発 ◇ 亀徳港着 ◆ 亀徳港発 ○ 鹿児島新港着

4月						
日	月	火	水	木	金	土
/	/	/	/	/	/	1
/	/	/	/	/	/	/
2	3	4	5	6	7	8
●	◇	◆	○	●	◇	◆
◇	○	◆	◇	◆	○	●
9	10	11	12	13	14	15
○	●	◇	◆	○	●	◇
◇	◆	○	●	◇	◆	○
16	17	18	19	20	21	22
◆	○	◆	○	◆	○	●
●	◇	●	○	●	◇	◆
23	24	25	26	27	28	29
○	◆	○	●	◇	◆	○
◇	○	◇	○	◆	○	◇
30						
●						
◆						

5月						
日	月	火	水	木	金	土
/	1	2	3	4	5	6
/	◇	◆	○	●	◇	◆
/	○	●	◇	◆	○	●
7	8	9	10	11	12	13
○	●	◇	◆	○	●	◇
◇	◆	○	●	◇	◆	○
14	15	16	17	18	19	20
◆	○	◆	○	◆	○	●
●	◇	●	○	●	◇	◆
21	22	23	24	25	26	27
◇	○	◇	○	◆	○	◇
○	●	◇	◆	○	●	◇
28	29	30	31			
●	◇	◆	○			
◆	○	●	◇			

6月						
日	月	火	水	木	金	土
/	/	/	/	1	2	3
/	/	/	/	●	◇	◆
/	/	/	/	◇	○	●
4	5	6	7	8	9	10
○	●	◇	◆	○	●	◇
◇	◆	○	●	◇	◆	○
11	12	13	14	15	16	17
◆	○	◆	○	◆	○	●
●	◇	●	○	●	◇	◆
18	19	20	21	22	23	24
◇	○	◇	○	◆	○	◇
○	●	◇	◆	○	●	◇
25	26	27	28	29	30	
●	◇	◆	○	●	◇	
◆	○	●	◇	◆	○	

7月						
日	月	火	水	木	金	土
/	/	/	/	/	/	1
/	/	/	/	/	/	◆
/	/	/	/	/	/	●
2	3	4	5	6	7	8
○	●	◇	◆	○	●	◇
◇	◆	○	●	◇	◆	○
9	10	11	12	13	14	15
◆	○	◆	○	◆	○	●
●	◇	●	○	●	◇	◆
16	17	18	19	20	21	22
◇	○	◇	○	◆	○	◇
○	●	◇	◆	○	●	◇
23	24	25	26	27	28	29
●	◇	◆	○	●	◇	◆
◆	○	●	◇	◆	○	●
30	31					
○	●					
◇	◆					

8月						
日	月	火	水	木	金	土
/	/	/	1	2	3	4
/	/	/	◇	◆	○	●
/	/	/	○	●	◇	◆
6	7	8	9	10	11	12
◆	○	◆	○	◆	○	●
●	◇	●	○	●	◇	◆
13	14	15	16	17	18	19
◇	○	◇	○	◆	○	◇
○	●	◇	◆	○	●	◇
20	21	22	23	24	25	26
●	◇	◆	○	●	◇	◆
◆	○	●	◇	◆	○	●
27	28	29	30	31		
○	●	◇	◆	○		
◇	○	●	◇	◆		

9月						
日	月	火	水	木	金	土
/	/	/	/	/	/	1
/	/	/	/	/	/	2
/	/	/	/	/	/	●
/	/	/	/	/	/	◇
3	4	5	6	7	8	9
◆	○	◆	○	◆	○	●
●	◇	●	○	●	◇	◆
10	11	12	13	14	15	16
◇	○	◇	○	◆	○	◇
○	●	◇	◆	○	●	◇
17	18	19	20	21	22	23
●	◇	◆	○	●	◇	◆
◆	○	●	◇	◆	○	●
24	25	26	27	28	29	30
○	●	◇	◆	○	●	◇
◇	○	◇	○	◆	○	◇

10月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
◆	○	◆	○	◆	○	●
●	◇	●	○	●	◇	◆
8	9	10	11	12	13	14
◇	○	◇	○	◆	○	◇
○	●	◇	◆	○	●	◇
15	16	17	18	19	20	21
●	◇	◆	○	●	◇	◆
◆	○	●	◇	◆	○	●
22	23	24	25	26	27	28
○	●	◇	◆	○	●	◇
◇	○	◇	○	◆	○	◇
29	30	31				
◆	○	●				
●	◇	◆				

11月						
日	月	火	水	木	金	土
/	/	/	1	2	3	4
/	/	/	○	●	◇	◆
/	/	/	◇	◆	○	●
5	6	7	8	9	10	11
◇	○	◇	○	◆	○	◇
○	●	◇	◆	○	●	◇
12	13	14	15	16	17	18
●	◇	◆	○	●	◇	◆
◆	○	●	◇	◆	○	●
19	20	21	22	23	24	25
○	●	◇	◆	○	●	◇
◇	○	◇	○	◆	○	◇
26	27	28	29	30		
●	◇	◆	○	●		
◆	○	●	◇	◆		

12月						
日	月	火	水	木	金	土
/	/	/	/	/	1	2
/	/	/	/	/	○	●
/	/	/	/	/	◇	◆
3	4	5	6	7	8	9
◇	○	◇	○	◆	○	◇
○	●	◇	◆	○	●	◇
10	11	12	13	14	15	16
●	◇	◆	○	●	◇	◆
◆	○	●	◇	◆	○	●
17	18	19	20	21	22	23
○	●	◇	◆	○	●	◇
◇	○	◇	○	◆	○	◇
24	25	26	27	28	29	30
●	◇	◆	○	●	◇	◆
◆	○	●	◇	◆	○	●
31						
○						

1月						
日	月	火	水	木	金	土
/	1	2	3	4	5	6
/	◆	○	◆	○	◆	○
/	●	◇	◆	○	●	◇
7	8	9	10	11	12	13
●	◇	●	○	●	◇	◆
◆	○	◆	○	◆	○	●
14	15	16	17	18	19	20
○	●	◇	◆	○	●	◇
◇	○	◇	○	◆	○	◇
21	22	23	24	25	26	27
◆	○	●	◇	◆	○	●
●	◇	◆	○	●	◇	◆
28	29	30	31			
◇	○	◇	○			
○	●	◇	◆			

2月						
日	月	火	水	木	金	土
/	/	/	/	1	2	3
/	/	/	/	○	●	◇
/	/	/	/	◇	◆	○
4	5	6	7	8	9	10
●	◇	◆	○	●	◇	◆
◆	○	●	◇	◆	○	●
11	12	13	14	15	16	17
○	●	◇	◆	○	●	◇
◇	○	◇	○	◆	○	◇
18	19	20	21	22	23	24
◆	○	●	◇	◆	○	●
●	◇	◆	○	●	◇	◆
25	26	27	28	29		
◇	○	◇	○	◆		
○	●	◇	◆	○		

3月						
日	月	火	水	木	金	土
/	/	/	/	/	1	2
/	/	/	/	/	◆	○
/	/	/	/	/	●	◇
3	4	5	6	7	8	9
●	◇	◆	○	●	◇	◆
◆	○	●	◇	◆	○	●
10	11	12	13	14	15	16
○	●	◇	◆	○	●	◇
◇	○	◇	○	◆	○	◇
17	18	19	20	21	22	23
◆	○	●	◇	◆	○	●
●	◇	◆	○	●	◇	◆
24	25	26	27	28	29	30
◇	○	◇	○	◆	○	◇
○	●	◇	◆	○	●	◇
31						
○						
◆						

仕 様 書		
件 名	乗船引換券及び航送引換券 (鹿児島新港と与論港の間)	仕様書番号 - 9
		作成年月日 令和5年3月7日
		作成部隊名 第8師団司令部 第4部 輸送幹部 2等陸尉 田中 啓治

1 適用範囲

本仕様書は、鹿児島新港と与論港の間において定期就航する旅客船により乗船引換券及び航送引換券(以下「引換券等」という。)を使用した部隊移動について適用する。

2 用語の定義

(1) 乗船引換券

令和5年4月1日(土)から鹿児島新港と与論港との間に定期就航する旅客船への旅客(自動車航送時の操縦手を除く。)の乗船のために使用できる券をいう。

(2) 航送引換券

令和5年4月1日(土)から鹿児島新港と与論港との間に定期就航する旅客船への自動車航送(操縦手1名含む。)のために使用できる券をいう。

3 引換券等

別紙の通り

4 引換券等の要件

- (1) 引換券等は、鹿児島新港と与論港との間を就航する定期旅客船と同等品以上のものとする。
- (2) 乗船時の予約及び引換券等の受払は、官側(中央輸送隊(健軍駐屯地))と船舶会社との間で実施できるものとする。
- (3) 引換券等の使用は、発行した船舶会社での使用を原則とする。
- (4) 燃料油価格変動調整金については含まれる。
ただし、同調整金の値上げが発生した場合、乗船日に有効な同調整金は、別途請求することとする。
- (5) 出港日等については、別紙第2の日程を基準とする。

5 納品期日

令和5年3月31日まで

6 統制事項

(1) 情報保全

本契約の履行にあたり直接及び間接に関わらず知り得た情報は、管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表等は防衛省の承認なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。

(2) 連絡態勢の確保

本契約の履行にあたり業務担当者を指定し、常に官側からの連絡を受けられる態勢を確保するとともに、担当者不在の場合は、必ず代行者を指定するものとする。

7 その他

本仕様書に記載のない事項で調整等を必要とする場合は、別途官側と調整するものとする。

引換券等の内訳

与論港⇒鹿児島新港

区 分	種 類	枚 数
	1等 与論港⇒鹿児島新港	2
	2等 与論港⇒鹿児島新港	42
	5m未満（乗用車）与論港⇒鹿児島新港	2
	5m未満（貨物車）与論港⇒鹿児島新港	1
	6m未満（貨物車）与論港⇒鹿児島新港	1
	8m未満（貨物車）与論港⇒鹿児島新港	3
	9m未満（貨物車）与論港⇒鹿児島新港	6

定期就航予定表 (基準)

凡例 ●鹿兒島新港発 ◇与論港着 ◆与論港発 ○鹿兒島新港着

4月						
日	月	火	水	木	金	土
/	/	/	/	/	/	1
/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/
2	3	4	5	6	7	8
●	◇	◆	○	●	◇	◆
◆	○	●	◇	◆	○	●
9	10	11	12	13	14	15
○	●	◇	◆	○	●	◇
◇	◆	○	●	◇	◆	○
16	17	18	19	20	21	22
◆	○	●	◇	◆	○	●
○	●	◇	◆	○	●	◇
23	24	25	26	27	28	29
◇	◆	○	●	◇	◆	○
○	●	◇	◆	○	●	◇
30						
●						
◆						

5月						
日	月	火	水	木	金	土
/	/	/	/	/	/	/
/	1	2	3	4	5	6
/	◇	◆	○	●	◇	◆
/	○	●	◇	◆	○	●
7	8	9	10	11	12	13
○	●	◇	◆	○	●	◇
◇	◆	○	●	◇	◆	○
14	15	16	17	18	19	20
◆	○	●	◇	◆	○	●
○	●	◇	◆	○	●	◇
21	22	23	24	25	26	27
◇	◆	○	●	◇	◆	○
○	●	◇	◆	○	●	◇
28	29	30	31			
●	◇	◆	○			
◆	○	●	◇			

6月						
日	月	火	水	木	金	土
/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	1	2	3
/	/	/	/	●	◇	◆
/	/	/	/	◆	○	●
4	5	6	7	8	9	10
○	●	◇	◆	○	●	◇
◇	◆	○	●	◇	◆	○
11	12	13	14	15	16	17
◆	○	●	◇	◆	○	●
○	●	◇	◆	○	●	◇
18	19	20	21	22	23	24
◇	◆	○	●	◇	◆	○
○	●	◇	◆	○	●	◇
25	26	27	28	29	30	
◆	○	●	◇	◆	○	
○	●	◇	◆	○	●	

7月						
日	月	火	水	木	金	土
/	/	/	/	/	/	1
/	/	/	/	/	/	◆
/	/	/	/	/	/	●
2	3	4	5	6	7	8
○	●	◇	◆	○	●	◇
◇	◆	○	●	◇	◆	○
9	10	11	12	13	14	15
◆	○	●	◇	◆	○	●
○	●	◇	◆	○	●	◇
16	17	18	19	20	21	22
◇	◆	○	●	◇	◆	○
○	●	◇	◆	○	●	◇
23	24	25	26	27	28	29
◆	○	●	◇	◆	○	●
○	●	◇	◆	○	●	◇
30	31					
○	●					
◇	◆					

8月						
日	月	火	水	木	金	土
/	/	/	/	/	/	/
/	/	1	2	3	4	5
/	/	◇	◆	○	●	◇
/	/	○	●	◇	◆	○
6	7	8	9	10	11	12
◆	○	●	◇	◆	○	●
○	●	◇	◆	○	●	◇
13	14	15	16	17	18	19
◇	◆	○	●	◇	◆	○
○	●	◇	◆	○	●	◇
20	21	22	23	24	25	26
◆	○	●	◇	◆	○	●
○	●	◇	◆	○	●	◇
27	28	29	30	31		
◇	◆	○	●	◇		
○	●	◇	◆	○		

9月						
日	月	火	水	木	金	土
/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	1	2
/	/	/	/	/	●	◇
/	/	/	/	/	◆	○
3	4	5	6	7	8	9
◆	○	●	◇	◆	○	●
○	●	◇	◆	○	●	◇
10	11	12	13	14	15	16
◇	◆	○	●	◇	◆	○
○	●	◇	◆	○	●	◇
17	18	19	20	21	22	23
◆	○	●	◇	◆	○	●
○	●	◇	◆	○	●	◇
24	25	26	27	28	29	30
◇	◆	○	●	◇	◆	○
○	●	◇	◆	○	●	◇

10月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
◆	○	●	◇	◆	○	●
○	●	◇	◆	○	●	◇
8	9	10	11	12	13	14
◇	◆	○	●	◇	◆	○
○	●	◇	◆	○	●	◇
15	16	17	18	19	20	21
◆	○	●	◇	◆	○	●
○	●	◇	◆	○	●	◇
22	23	24	25	26	27	28
◇	◆	○	●	◇	◆	○
○	●	◇	◆	○	●	◇
29	30	31				
◆	○	●				
○	●	◇				

11月						
日	月	火	水	木	金	土
/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	1	2	3	4
/	/	/	○	●	◇	◆
/	/	/	◇	◆	○	●
5	6	7	8	9	10	11
◇	◆	○	●	◇	◆	○
○	●	◇	◆	○	●	◇
12	13	14	15	16	17	18
◆	○	●	◇	◆	○	●
○	●	◇	◆	○	●	◇
19	20	21	22	23	24	25
◇	◆	○	●	◇	◆	○
○	●	◇	◆	○	●	◇
26	27	28	29	30		
◆	○	●	◇	◆		
○	●	◇	◆	○		

12月						
日	月	火	水	木	金	土
/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	1	2
/	/	/	/	/	○	●
/	/	/	/	/	◇	◆
3	4	5	6	7	8	9
◇	◆	○	●	◇	◆	○
○	●	◇	◆	○	●	◇
10	11	12	13	14	15	16
◆	○	●	◇	◆	○	●
○	●	◇	◆	○	●	◇
17	18	19	20	21	22	23
◇	◆	○	●	◇	◆	○
○	●	◇	◆	○	●	◇
24	25	26	27	28	29	30
◆	○	●	◇	◆	○	●
○	●	◇	◆	○	●	◇
31						
◇						
○						

1月						
日	月	火	水	木	金	土
/	/	/	/	/	/	/
/	1	2	3	4	5	6
/	◆	○	●	◇	◆	○
/	○	●	◇	◆	○	●
7	8	9	10	11	12	13
◆	○	●	◇	◆	○	●
○	●	◇	◆	○	●	◇
14	15	16	17	18	19	20
◇	◆	○	●	◇	◆	○
○	●	◇	◆	○	●	◇
21	22	23	24	25	26	27
◆	○	●	◇	◆	○	●
○	●	◇	◆	○	●	◇
28	29	30	31			
◇	◆	○	●			
○	●	◇	◆			

2月						
日	月	火	水	木	金	土
/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	1	2	3
/	/	/	/	○	●	◇
/	/	/	/	◇	◆	○
4	5	6	7	8	9	10
●	◇	◆	○	●	◇	◆
◆	○	●	◇	◆	○	●
11	12	13	14	15	16	17
○	●	◇	◆	○	●	◇
◇	◆	○	●	◇	◆	○
18	19	20	21	22	23	24
◆	○	●	◇	◆	○	●
○	●	◇	◆	○	●	◇
25	26	27	28	29		
◇	◆	○	●	◇		
○	●	◇	◆	○		

3月						
日	月	火	水	木	金	土
/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	1	2
/	/	/	/	/	◆	○
/	/	/	/	/	●	◇
3	4	5	6	7	8	9
●	◇	◆	○	●	◇	◆
◆	○	●	◇	◆	○	●
10	11	12	13	14	15	16
○	●	◇	◆	○	●	◇
◇	◆	○	●	◇	◆	○
17	18	19	20	21	22	23
◆	○	●	◇	◆	○	●
○	●	◇	◆	○	●	◇
24	25	26	27	28	29	30
◇	◆	○	●	◇	◆	○
○	●	◇	◆	○	●	◇
31						
●						
◆						

仕 様 書			
件 名	乗船引換券及び航送引換券 (鹿児島新港と那覇港の間)	仕様書番号 - 10	
		作成年月日	令和5年3月7日
		作成部隊名	第8師団司令部 第4部 輸送幹部 2等陸尉 田中 啓治

1 適用範囲

本仕様書は、鹿児島新港と那覇港の間において定期就航する旅客船により乗船引換券及び航送引換券(以下「引換券等」という。)を使用した部隊移動について適用する。

2 用語の定義

(1) 乗船引換券

令和5年4月1日(土)から鹿児島新港と那覇港との間に定期就航する旅客船への旅客(自動車航送時の操縦手を除く。)の乗船のために使用できる券をいう。

(2) 航送引換券

令和5年4月1日(土)から鹿児島新港と那覇港との間に定期就航する旅客船への自動車航送(操縦手1名含む。)のために使用できる券をいう。

3 引換券等

別紙の通り

4 引換券等の要件

(1) 引換券等は、鹿児島新港と那覇港との間を就航する定期旅客船と同等品以上のものとする。

(2) 乗船時の予約及び引換券等の受払は、官側(中央輸送隊(健軍駐屯地))と船舶会社との間で実施できるものとする。

(3) 引換券等の使用は、発行した船舶会社での使用を原則とする。

(4) 燃料油価格変動調整金については含まれる。

ただし、同調整金の値上げが発生した場合、乗船日に有効な同調整金は、別途請求することとする。

(5) 出港日等については、別紙第2の日程を基準とする。

5 納品期日

令和5年3月31日まで

6 統制事項

(1) 情報保全

本契約の履行にあたり直接及び間接に関わらず知り得た情報は、管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表等は防衛省の承認なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。

(2) 連絡態勢の確保

本契約の履行にあたり業務担当者を指定し、常に官側からの連絡を受けられる態勢を確保するとともに、担当者不在の場合は、必ず代行者を指定するものとする。

7 その他

本仕様書に記載のない事項で調整等を必要とする場合は、別途官側と調整するものとする。

引換券等の内訳

那覇港⇒鹿児島新港

区 分	種 類	枚 数
乗船引換券 (旅客)	1等 那覇港⇒鹿児島新港	1
	2等 那覇港⇒鹿児島新港	15
航送引換券 (自動車航送)	5m未満(乗用車) 那覇港⇒鹿児島新港	1
	8m未満(貨物車) 那覇港⇒鹿児島新港	3

定期就航予定表 (基準)

凡例 ●鹿兒島新港発 ◇那覇港着 ◆那覇港発 ○鹿兒島新港着

4月						
日	月	火	水	木	金	土
/	/	/	/	/	/	1
/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/
2	3	4	5	6	7	8
●	◇	◆	○	●	◇	◆
◆	○	●	◇	◆	○	●
9	10	11	12	13	14	15
○	●	◇	◆	○	●	◇
◇	◆	○	●	◇	◆	○
16	17	18	19	20	21	22
◆	○	●	◇	◆	○	●
○	●	◇	◆	○	●	◇
23	24	25	26	27	28	29
◇	◆	○	●	◇	◆	○
○	●	◇	◆	○	●	◇
30						
●						
◆						

5月						
日	月	火	水	木	金	土
/	/	/	/	/	/	/
/	1	2	3	4	5	6
/	◇	◆	○	●	◇	◆
/	○	●	◇	◆	○	●
7	8	9	10	11	12	13
○	●	◇	◆	○	●	◇
◇	◆	○	●	◇	◆	○
14	15	16	17	18	19	20
◆	○	●	◇	◆	○	●
○	●	◇	◆	○	●	◇
21	22	23	24	25	26	27
◇	◆	○	●	◇	◆	○
○	●	◇	◆	○	●	◇
28	29	30	31			
●	◇	◆	○			
◆	○	●	◇			

6月						
日	月	火	水	木	金	土
/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	1	2	3
/	/	/	/	●	◇	◆
/	/	/	/	◆	○	●
4	5	6	7	8	9	10
○	●	◇	◆	○	●	◇
◇	◆	○	●	◇	◆	○
11	12	13	14	15	16	17
◆	○	●	◇	◆	○	●
○	●	◇	◆	○	●	◇
18	19	20	21	22	23	24
◇	◆	○	●	◇	◆	○
○	●	◇	◆	○	●	◇
25	26	27	28	29	30	
●	◇	◆	○	●	◇	
◆	○	●	◇	◆	○	

7月						
日	月	火	水	木	金	土
/	/	/	/	/	/	1
/	/	/	/	/	/	●
/	/	/	/	/	/	◆
2	3	4	5	6	7	8
○	●	◇	◆	○	●	◇
◇	◆	○	●	◇	◆	○
9	10	11	12	13	14	15
◆	○	●	◇	◆	○	●
○	●	◇	◆	○	●	◇
16	17	18	19	20	21	22
◇	◆	○	●	◇	◆	○
○	●	◇	◆	○	●	◇
23	24	25	26	27	28	29
●	◇	◆	○	●	◇	◆
◆	○	●	◇	◆	○	●
30	31					
○	●					
◇	◆					

8月						
日	月	火	水	木	金	土
/	/	/	/	/	/	/
/	/	1	2	3	4	5
/	/	◇	◆	○	●	◇
/	/	○	●	◇	◆	○
6	7	8	9	10	11	12
◆	○	●	◇	◆	○	●
○	●	◇	◆	○	●	◇
13	14	15	16	17	18	19
◇	◆	○	●	◇	◆	○
○	●	◇	◆	○	●	◇
20	21	22	23	24	25	26
●	◇	◆	○	●	◇	◆
◆	○	●	◇	◆	○	●
27	28	29	30	31		
○	●	◇	◆	○	●	
◇	◆	○	●	◇	◆	

9月						
日	月	火	水	木	金	土
/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	1	2
/	/	/	/	/	●	◇
/	/	/	/	/	◆	○
3	4	5	6	7	8	9
◆	○	●	◇	◆	○	●
○	●	◇	◆	○	●	◇
10	11	12	13	14	15	16
◇	◆	○	●	◇	◆	○
○	●	◇	◆	○	●	◇
17	18	19	20	21	22	23
●	◇	◆	○	●	◇	◆
◆	○	●	◇	◆	○	●
24	25	26	27	28	29	30
○	●	◇	◆	○	●	◇
◇	◆	○	●	◇	◆	○

10月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
◆	○	●	◇	◆	○	●
○	●	◇	◆	○	●	◇
8	9	10	11	12	13	14
◇	◆	○	●	◇	◆	○
○	●	◇	◆	○	●	◇
15	16	17	18	19	20	21
●	◇	◆	○	●	◇	◆
◆	○	●	◇	◆	○	●
22	23	24	25	26	27	28
○	●	◇	◆	○	●	◇
◇	◆	○	●	◇	◆	○
29	30	31				
●	◇	◆				
◆	○	●				

11月						
日	月	火	水	木	金	土
/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	1	2	3	4
/	/	/	○	●	◇	◆
/	/	/	◇	◆	○	●
5	6	7	8	9	10	11
◇	◆	○	●	◇	◆	○
○	●	◇	◆	○	●	◇
12	13	14	15	16	17	18
●	◇	◆	○	●	◇	◆
◆	○	●	◇	◆	○	●
19	20	21	22	23	24	25
○	●	◇	◆	○	●	◇
◇	◆	○	●	◇	◆	○
26	27	28	29	30		
◆	○	●	◇	◆		
○	●	◇	◆	○	●	

12月						
日	月	火	水	木	金	土
/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	1	2
/	/	/	/	/	○	●
/	/	/	/	/	◇	◆
3	4	5	6	7	8	9
◇	◆	○	●	◇	◆	○
○	●	◇	◆	○	●	◇
10	11	12	13	14	15	16
●	◇	◆	○	●	◇	◆
◆	○	●	◇	◆	○	●
17	18	19	20	21	22	23
○	●	◇	◆	○	●	◇
◇	◆	○	●	◇	◆	○
24	25	26	27	28	29	30
●	◇	◆	○	●	◇	◆
◆	○	●	◇	◆	○	●
31						
○						

1月						
日	月	火	水	木	金	土
/	/	/	/	/	/	/
/	1	2	3	4	5	6
/	◆	○	●	◇	◆	○
/	●	◇	◆	○	●	◇
7	8	9	10	11	12	13
●	◇	◆	○	●	◇	◆
◆	○	●	◇	◆	○	●
14	15	16	17	18	19	20
○	●	◇	◆	○	●	◇
◇	◆	○	●	◇	◆	○
21	22	23	24	25	26	27
◆	○	●	◇	◆	○	●
○	●	◇	◆	○	●	◇
28	29	30	31			
◇	◆	○	●			
○	●	◇	◆			

2月						
日	月	火	水	木	金	土
/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	1	2	3
/	/	/	/	○	●	◇
/	/	/	/	◇	◆	○
4	5	6	7	8	9	10
●	◇	◆	○	●	◇	◆
◆	○	●	◇	◆	○	●
11	12	13	14	15	16	17
○	●	◇	◆	○	●	◇
◇	◆	○	●	◇	◆	○
18	19	20	21	22	23	24
◆	○	●	◇	◆	○	●
○	●	◇	◆	○	●	◇
25	26	27	28	29		
◇	◆	○	●	◇		
○	●	◇	◆	○	●	

3月						
日	月	火	水	木	金	土
/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	1	2
/	/	/	/	/	◆	○
/	/	/	/	/	●	◇
3	4	5	6	7	8	9
●	◇	◆	○	●	◇	◆
◆	○	●	◇	◆	○	●
10	11	12	13	14	15	16
○	●	◇	◆	○	●	◇
◇	◆	○	●	◇	◆	○
17	18	19	20	21	22	23
◆	○	●	◇	◆	○	●
○	●	◇	◆	○	●	◇
24	25	26	27	28	29	30
●	◇	◆	○	●	◇	◆
◆	○	●	◇	◆	○	●
31						
○						
◇						